

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【報告者の氏名又は名称】	西尾レントオール株式会社
【報告者の住所又は所在地】	大阪府中央区東心斎橋1丁目11番17号
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区東心斎橋1丁目11番17号
【電話番号】	(06)6251-7302(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役本社管理部門管掌 兼 社長室長 四元 一夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	西尾レントオール株式会社 (大阪府中央区東心斎橋1丁目11番17号) 西尾レントオール株式会社 東京支店 (東京都千代田区外神田1丁目18番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、西尾レントオール株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、サコス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

サコス株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 2011年12月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年1月10日から2062年1月9日まで）
 - ロ 2012年11月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年12月25日から2062年12月24日まで）
 - ハ 2014年11月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年12月24日から2064年12月23日まで）
 - ニ 2015年1月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年1月27日から2065年1月26日まで）
 - ホ 2016年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年12月26日から2066年12月25日まで）
 - ヘ 2018年11月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年12月25日から2068年12月24日まで）
 - ト 2020年11月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年12月23日から2070年12月22日まで）
- なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。

(3)【公開買付期間】

2022年5月11日（水曜日）から2022年6月21日（火曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2022年6月22日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,595,032（株）	4,595,032（株）
新株予約権証券	51,050	51,050
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	4,646,082	4,646,082
（潜在株券等の数の合計）	（51,050）	（51,050）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	405,952
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	510
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2022年3月31日現在)(個)(g)	416,514
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	97.26

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2022年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2022年5月11日に提出した第56期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(42,866,681株)に、対象者から報告を受けた2022年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数(51,050株)を加えた株式数(42,917,731株)から、対象者が2022年5月10日に公表した「2022年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,179,303株)を控除した株式数(41,738,428株)に係る議決権の数417,384個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。